

副本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件








原告 Ambika Budha Singh

被告 東京都外1名

準備書面(11)

令和4年12月27日

東京地方裁判所民事第4部合議A係 御中

被告東京都指定代理人	飯	田	隼	矢	
同	寺	内	伊	織	
同	寺	本	孝	規	
同	前	田	香	里	
同	松	本		涉	
同	高	橋	一	光	
同	川	尻	拓	也	

略 語 表

※ 本準備書面で使用する略語のみ記載する。

【人物】

亡アルジュン	S I N G H A R J U N B A H A D U R
片渕巡查部長	警視庁新宿警察署留置管理課片渕楠美樹巡查部長
奥出巡查長	警視庁新宿警察署留置管理課奥出博臣巡查長
宮本警部補	警視庁新宿警察署留置管理課宮本聡警部補
中村警部補	警視庁新宿警察署留置管理課中村達郎警部補
古嶋巡查長	警視庁新宿警察署留置管理課古嶋大輝巡查長
田中巡查部長	警視庁新宿警察署留置管理課田中博巡查部長
上山巡查長	警視庁新宿警察署留置管理課上山悠輝巡查長
倉持警部補	警視庁新宿警察署留置管理課倉持徹警部補
宮本警部補ら	宮本警部補、奥出巡查長及び古嶋巡查長
中村警部補ら	中村警部補、田中巡查部長及び上山巡查長
中里巡查部長	警視庁新宿警察署組織犯罪対策課中里敦巡查部長
新宿署員	警視庁新宿警察署員
留置課員	警視庁新宿警察署留置管理課員
組対課員	警視庁新宿警察署組織犯罪対策課員
留置二課員	警視庁総務部留置管理第二課員
検取事務官	東京地方検察庁検察官事務取扱検察事務官
前田医師	前田剛医師

【施設、所属等】

新宿署	警視庁新宿警察署
留置施設	警視庁新宿警察署の留置施設
保護室	警視庁新宿警察署の留置施設内の保護室
検察庁	東京地方検察庁
検察官室	東京地方検察庁の取調べ室

日大病院	日本大学病院
------	--------

【書面関係等】

原告第15準備書面	令和4年1月14日付け原告第15準備書面
原告第16準備書面	令和4年6月18日付け原告第16準備書面
被告都準備書面(10)	令和4年10月4日付け準備書面(10)
司法解剖鑑定書	東京大学大学院医学系研究科法医学教室千葉文子医師、槇野陽介医師及び岩瀬博太郎医師が作成した鑑定書

【法令関係】

国賠法	国家賠償法
刑事収容施設法	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

【その他】

ネパール	ネパール連邦民主共和国
本件当日	平成29年3月15日
本件カード	亡アルジュンが平成29年3月13日に拾得した他人名義のクレジットカード
新型捕縄	ナイロン生地（内側はフェルト生地）のカバー（捕縄補助用具）に捕縄を通したもの
標準手錠	護送時等に使用する手錠（二つの金属製の輪〔それぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵が掛かるもの。〕を鎖で連結したもの）
AED	自動体外式除細動器
司法解剖写真	東京大学大学院医学系研究科法医学教室で行われた司法解剖時に撮影された写真
法律要件充足義務	法律に基づいて戒具の使用を開始する義務
血液循環阻害防止義務	戒具の使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げない義務
医師の意見聴取義務	十分な情報提供を行った上での医師に対する意見聴取の義務

	務
戒具使用中止義務	戒具の使用の必要がなくなったときは直ちにその使用を中止すべき義務
病院搬送義務	戒具使用により被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が生じた場合には直ちに医師に相談して病院に搬送するなどして被拘禁者に適切な治療を受けさせる義務
ベルト手錠等	ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄の3点

目 次

第1	事案の概要	6
第2	本件における事実関係（証拠により認められる事実）	6
1	亡アルジュンを逮捕した状況	6
2	新規留置時における対応状況	7
3	就寝時頃の状況	8
4	保護室収容及び戒具使用の必要性を認めた状況	9
5	戒具使用時の状況	13
6	検察庁へ向けた護送準備及び護送車両内の状況	17
7	検察庁に到着した後の状況	19
8	検取事務官による取調べ時の状況等	20
9	亡アルジュンの死亡確認	21
10	司法解剖の結果	21
第3	留置課員の職務行為に国賠法上の違法がないこと	21
1	本件訴訟における違法性判断基準	21
2	留置課員の具体的行為の検討	24
(1)	法律要件充足義務違反がないこと	25
(2)	血液循環阻害防止義務違反がないこと	27
(3)	医師の意見聴取義務違反がないこと	32
(4)	戒具使用中止義務違反がないこと	32
(5)	病院搬送義務違反がないこと	34
3	小括	35
第4	留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係がないこと	35
第5	原告が主張する損害が相当でないこと	42
第6	結語	45

被告東京都は、本準備書面において、証拠調べの結果を踏まえ、敷衍して、本件における証拠により認められる事実（後記第2）を掲記し、留置課員の職務行為に国賠法上の違法がないこと（後記第3）を明らかにした後、留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係がないこと（後記第4）、原告が主張する損害が相当でないこと（後記第5）を主張する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による（冒頭に「略語表」を掲載する。）こととし、口頭弁論調書添付の反訳書の引用は、証人名及び該当ページのみを記載する。

第1 事案の概要

本件は、平成29年3月15日（本件当日）、留置課員が亡アルジュンを保護室に収容して戒具を使用し、同人が検察庁における検取事務官の取調べ中に意識を消失して死亡したことに付き、原告が、留置課員には、①法律に基づいて戒具の使用を開始する義務（法律要件充足義務）、②戒具の使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げない義務（血液循環阻害防止義務）、③十分な情報提供を行った上での医師に対する意見聴取の義務（医師の意見聴取義務）、④戒具の使用の必要がなくなったときは直ちにその使用を中止するべき義務（戒具使用中止義務）、⑤戒具使用により被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が生じた場合には直ちに医師に相談して病院に搬送するなどして被拘禁者に適切な治療を受けさせる義務（病院搬送義務）があるにもかかわらず、これらの注意義務に違反したため、亡アルジュンが肺動脈血栓症等となって死亡したなどと主張し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めている事案である。

第2 本件における事実関係（証拠により認められる事実）

1 亡アルジュンを逮捕した状況

中里巡查部長は、平成29年（以下、同年については月日のみ記載する。）

3月13日午後3時50分頃に入電した110番通報を端緒として亡アルジュンを取り扱い、所要の捜査を実施した結果、亡アルジュンを本件カードに係る占有離脱物横領の被疑者と認め、同月14日午前0時25分、通訳人を介して、逮捕状記載の被疑事実の要旨を指し示しつつ、逮捕状により逮捕する旨を告げたところ、亡アルジュンは「間違いありません。」と述べて逮捕に応じた（丙37号証1及び2ページ）。

なお、逮捕当時の亡アルジュンの住居は不定であり（甲1号証4ページ、丙37号証1ページ）、在留期限は同月17日までであった（甲2号証）。

2 新規留置時における対応状況

(1) 亡アルジュンは、3月14日午後4時頃、留置施設に留置されたところ、留置施設入場時に出入口の扉にしがみつくなどして抵抗したため、留置課員が促して入場させた（丙27号証2ページ、丙29号証2ページ、中村2ページ）。

中村警部補は、留置開始に伴い、亡アルジュンの所持品や体の傷等の確認を行ったところ、右足内側太ももあたりに大きな痣、左耳たぶに切れたような傷があるのを認めた（丙15号証、中村2及び3ページ）。

(2) また、中村警部補は、留置施設内での遵守事項について、「自身を傷つける行為をしてはならない」、「留置業務に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならない」、「留置担当官の指示に従って規律正しく行動すること」等がネパール語で記された告知書を亡アルジュンに提示して確認させたところ、亡アルジュンは、同告知書をうなずきながら一枚一枚めくり、ゆっくり読み、その内容を理解した上で、告知書提示確認書に署名指印した（丙3号証の1及び2、丙4号証、丙29号証2ページ、中村3及び4ページ）。

(3) 続いて、中村警部補及び片淵巡查部長は、亡アルジュンに相当期間入浴していない様子が認められたことから、シャワーを浴びさせ、その後、留置施設内で使用する個人用のロッカー、寝具置場等を案内した後、亡アルジュン

を居室に入室させた（丙27号証2ページ、丙29号証2ページ、片渕2及び3ページ、中村4ページ）。この際、片渕巡查部長は、亡アルジュンに対して、英語とジェスチャーを交えて、寝具置場と居室との寝具の搬送は同人自身が行うことを説明したところ、同人は首を縦に振って理解していた（片渕2及び3ページ）。また、亡アルジュンは、居室に入室する際、「駄目駄目」と言って扉にしがみつき、腕に力を込めて入室することに抵抗したため、片渕巡查部長が亡アルジュンの肩を抱えるなどして入室させた（丙27号証2ページ、丙29号証2ページ、片渕3ページ、中村4ページ）。

亡アルジュンは、居室に入室後まもなくして、「5000円、ギブユー」などと大声で言って騒いだため、片渕巡查部長は、亡アルジュンが5000円を渡すから留置施設から出してほしいという意味で当該言動をしているものと考え、また、亡アルジュンが大声でそのような発言をすればこれを聞いた他の被留置者も騒ぎ出す可能性があると考え、口元に人差し指を当てるジェスチャーをして静かにするよう注意したところ（丙27号証2ページ、片渕3ページ）、亡アルジュンは静かになった。

3 就寝時頃の状況

宮本警部補らは、3月14日午後8時30分頃から被留置者の就寝準備に立ち会った際、亡アルジュンから洗面用具を回収しようと居室の扉を開けたところ、同人が居室から出ようとしたため制止し、居室から出ることはできない旨を身振り手振りで説明するも、亡アルジュンが当該指示を聞かずに再度居室から出ようとしたことから、宮本警部補らは亡アルジュンを布団搬送のために居室から出せば逃走したり暴れたりするおそれがあると考え、古嶋巡查長が亡アルジュンの居室に寝具を運び込んだ（丙26号証1及び2ページ、宮本3及び4ページ）。

その後、亡アルジュンは、就寝時間（午後9時）になってもすぐには眠らず、「スモーク」などと中村警部補にたばこを要求したため、同警部補が「ノースモーク」とたばこを吸えないことを伝え、また、宮本警部補が「スリープ」な

どと寝るように促したが、横になったり、起きて座ったりしていた（丙26号証2ページ、丙29号証3ページ、宮本4及び5ページ、中村5ページ）。

4 保護室収容及び戒具使用の必要性を認めた状況

(1) 宮本警部補らは、3月15日（本件当日）午前6時30分頃（以下、時刻のみの記載は、いずれも本件当日のことをいう。）から、寝具をしまうため順次被留置者に寝具の搬送を行わせ、亡アルジュンに対しても再度寝具の搬送要領を説明するために居室の扉を開けた途端に同人が居室の外に出てきたことから、宮本警部補は、亡アルジュンに対して「中に入りなさい。」、「だめだよ。」と注意しながら居室内に戻した（丙5号証動画1「06:40:16」～「06:40:28」の頃〔なお、同号証の表示時刻は正規時刻より1分30秒進んでいる〕、丙26号証2及び3ページ、宮本5ページ）。

宮本警部補は、亡アルジュンの居室内にあった歯ブラシ等を回収するため、亡アルジュンに対し、居室の扉を開けた状態で、出入口から居室内へ身を乗り出すようにしてジェスチャーを交えて歯ブラシ等を持ってくるよう伝えたが、上手く伝わらなかったことから、自身が居室内に入って歯ブラシ等を回収して居室から出ようとした。すると、亡アルジュンが居室の出入口のところに向かってきて、宮本警部補が出入口に立っているにもかかわらず居室の縁を右手でつかみながら居室外へ出ようとしたため、宮本警部補は亡アルジュンに居室から出ないようにジェスチャーを交えて説得した上、居室の扉を閉めた（丙5号証動画1「06:40:31」～「06:40:56」の頃、丙26号証3ページ）。

宮本警部補らは、亡アルジュンが居室内にいるよう指示しても従わない状況から同人を居室から出して寝具置場まで寝具を搬送させるのは難しいと考え、前日の就寝時と同様に同人らが亡アルジュンの寝具を寝具置場に運ぶこととし、古嶋巡査長が居室の扉を開けて、亡アルジュンに寝具を居室出入口まで持ってくるよう指示しようとしたところ、亡アルジュンが突

然居室から出ようとしたため、古嶋巡查長が後方に下がりながら制止した後（丙5号証動画2「06:47:50」～「06:47:54」の頃、丙38号証写真3及び4）、古嶋巡查長及び奥出巡查長が、亡アルジュンに対してジェスチャーを交えながら寝具を居室出入口まで持ってくるよう指示した（丙5号証動画2「06:47:54」～「06:49:12」の頃、丙26号証3ページ、宮本6ページ）。

(2) 亡アルジュンは、居室内の寝具を抱えて居室出入口まで持ってきたものの、寝具を抱えたまま居室外に出てきたため、古嶋巡查長が「待て待て」と警告したが、奥出巡查長に寝具を投げるように渡すやいなや、宮本警部補らの指示を無視して廊下を歩き出し、居室から離れていった（丙5号証動画2「06:49:12」～「06:49:19」の頃）。宮本警部補らは亡アルジュンが指示に従わず逃げるようにして居室を出て廊下を歩き出した状況から亡アルジュンに逃走のおそれがあると判断し（宮本17ページ）、古嶋巡查長が、亡アルジュンに居室に戻るよう警告した上、右腕をつかんで制止し、奥出巡查長が右手で居室内を指さして「（居室内に）入れ入れ」と指示したが、亡アルジュンは、古嶋巡查長の制止を振り切り、なおも同人らから逃げるようにして廊下を歩き続け、再度古嶋巡查長が亡アルジュンの左腕をつかんで居室の方に歩かせようとしても、「うー」と大声を出して足を踏ん張って抵抗した（丙5号証動画2「06:49:19」～「06:49:26」の頃、丙20号証、丙38号証写真13ないし21）。このため、宮本警部補及び奥出巡查長も制止に加わり、宮本警部補が左手で亡アルジュンのトレーナーの襟首の後ろを、右手で同人の右手首をそれぞれつかんで、居室に入るよう警告しながら居室前まで連れ戻したが、この際も、亡アルジュンは足を踏ん張って抵抗したり、体を揺らすなどして暴れた（丙5号証動画2「06:49:27」～「06:49:30」の頃、丙26号証3ページ、丙38号証写真22ないし27、宮本6及び7ページ）。

(3) 宮本警部補らは、亡アルジュンを居室前まで連れ戻し、居室内に入らせよ

うとしたが、同人は体を反転させて居室出入口の扉の縁に手を掛け、強く入室を拒んだため（丙5号証動画2「06:49:30」及び「06:49:31」の頃、丙38号証写真28）、このまま亡アルジュンを無理に居室内に押し込むと、扉と接触するなどして負傷させるおそれがあると判断し、体勢を整えて安全に居室に入れることとし、宮本警部補が、亡アルジュンにけがをさせないよう配慮しながら、居室前の通路に置かれていた寝具の上に倒した（丙5号証動画2「06:49:32」及び「06:49:33」の頃、丙26号証3ページ、丙38号証写真29及び30、宮本7及び8ページ）。この際、宮本警部補は、亡アルジュンが頭を打たないように両手で同人の体を引き上げながら、三つ折りの敷き布団1枚及び四つ折りの毛布2枚の上に倒しているため、亡アルジュンは当該行為によってけがをしていない（宮本8ページ）。

宮本警部補は、亡アルジュンに対し、「静かにしろ。」、「ちゃんと（居室内に）入ってろ。」と警告した後、宮本警部補が亡アルジュンの左腕をつかみ、古嶋巡査長が亡アルジュンの背後から両脇を抱えて立ち上がらせて居室に入れようとしたところ（丙38号証写真34ないし36）、亡アルジュンは、大声を出して（ネパール語の翻訳者の翻訳によれば「私は家（郷里）に帰ると言っているのです！」と述べていたとのことである。甲18号証）、右手で奥出巡査長の服をつかんで引っ張ったり（丙38号証写真37及び38）、左手で居室の扉をつかんだり、左手で中村警部補の腕をつかんだり（同写真43及び44）、体を揺らしながら強い力で暴れ、亡アルジュンを背後から抱えていた古嶋巡査長が居室の扉で体を打ち付けることもあったが（同写真39）、最終的に亡アルジュンを居室内に入れることができた（丙5号証動画2「06:49:34」～「06:50:09」の頃、丙26号証4ページ、丙29号証3ページ、宮本8及び9ページ、中村6ページ）。

(4) 宮本警部補は、居室の扉を開けた状態で出入口に立ち、亡アルジュンに対し、「静かにしてろ。」と警告した直後、亡アルジュンが宮本警部補に向

かってきたため（丙38号証写真45ないし47）、同人のトレーナーの襟首付近をつかんで出入口の縁等に頭をぶつけないように居室内に戻そうとしたが止めることができず（同写真48ないし50）、同人は居室の外に出て鉄格子にしがみついた（丙5号証動画2「06:50:17」～「06:50:27」の頃、丙26号証4ページ、丙29号証3ページ、丙38号証写真51及び52、宮本10ページ、中村6ページ）。

(5) 宮本警部補ら及び中村警部補は、上記(2)ないし(4)で述べた、亡アルジュンが、宮本警部補らから逃げるようにして廊下を歩き出したため同警部補らが制止した際に足を踏ん張って抵抗したり体を揺らすなどして暴れた状況、亡アルジュンを背後から抱えていた古嶋巡查長が居室の扉で体を打ち付けるほど強い力で体を揺らすなどして暴れた状況、一旦居室に入るも出入口に立っていた宮本警部補に向かってきた状況等から、亡アルジュンが居室の扉や鉄格子に体を打ち付けるなどしてけがをしたり、亡アルジュンが暴れて抵抗する過程で留置課員及び他の被留置者に危害を加えるおそれがあると判断し、亡アルジュンを保護室に収容する必要性を認め、留置施設内の非常ベルを鳴らして留置施設外にいる新宿署員の応援を求めるとともに、保護室に収容することとした（宮本10及び11、17ページ、中村7、24、25、27及び28ページ）。

(6) 亡アルジュンは、居室外側の鉄格子にしがみつき、宮本警部補及び古嶋巡查長が離そうとしても強い力で鉄格子をつかんで抵抗したことから、宮本警部補、古嶋巡查長及び中村警部補は協力して亡アルジュンを鉄格子から離した上（丙38号証写真53及び54）、宮本警部補が亡アルジュンの背後から右手を回し、同人の左頬に右手の甲を当てて（この際、宮本警部補は亡アルジュンの首を絞めていない。）、同人の体を後ろに反らせた上で、歩き出す方向（保護室の方向）に反転させ、保護室への連行を開始した（丙5号証動画2「06:50:28」～「06:50:34」の頃、丙26号証4及び5ページ、丙29号証3及び4ページ、丙38号証写真55ないし58、

宮本10及び11ページ、中村6及び7ページ)。

- (7) 亡アルジュンは保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げようとして強い力で暴れ続けていたことから、古嶋巡查長及び奥出巡查長が亡アルジュンの両腕をそれぞれつかみ、宮本警部補が亡アルジュンの背後から肩や腰を押さえ、亡アルジュンに歩かせる形で保護室に移動した(丙5号証動画3及び動画4、丙26号証5ページ、丙29号証4ページ、宮本11及び12ページ、中村7及び8ページ)。

宮本警部補ら及び当該状況を見ていた中村警部補は、このまま保護室に收容したとしても、戒具を使用しなければ、亡アルジュンが逃走を企図し、居室から出ようとして暴れていたのと同様に保護室内から出ようとして暴れ、亡アルジュンが保護室内で扉や壁等に自身の頭や体を打ち付けたりしてけがをしたり、あるいは、それらを制止する留置課員に危害を及ぼすおそれがあると判断し、亡アルジュンに対する戒具使用の必要性を認めた(丙26号証5ページ、丙29号証4ページ、宮本12及び32ページ、中村8ページ)。

5 戒具使用時の状況

- (1) 宮本警部補ら及び中村警部補は、午前6時50分、亡アルジュンを保護室に收容し、中村警部補が亡アルジュンの後頭部に左腕を当ててクッションにした状態で同人が頭部を床に打ち付けないように配慮しながら仰向けに寝かせ(丙38号証写真65及び66)、宮本警部補ら及び中村警部補が協力して戒具(ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄のこと〔丙1号証参照〕。以下、これら3点を総称するときは、「ベルト手錠等」という。)の装着を開始したが、亡アルジュンが強い力で手足を動かしたり、体をよじらせて暴れたため、なかなかベルト手錠等を装着することができなかった(丙5号証動画5「06:51:30」～「06:51:49」の頃、丙26号証5ページ、丙29号証4ページ、宮本12ページ、中村8ページ)。
- (2) この頃、留置施設外から非常ベルを聞いて駆け付けた複数の新宿署員が応援に加わり、留置課員と共に亡アルジュンの手足等を押さえ、留置課員がベ

ルト手錠、新型捕縄、捕縄の順に、亡アルジュンの手首及び腰回り部分、足首部分、膝部分の順にそれぞれ装着させ始め、午前6時56分にベルト手錠等の装着を完了した（丙5号証動画5「06：52：03」～「06：58：24」の頃）。この際、亡アルジュンは強い力で手足を上下させて動かしたり、体をひねらせたり、足をばたつかせたり、起き上がろうとしたりしながら暴れ続け、同人の手足等を押さえている留置課員や新宿署員の体が大きく振られるほどであり、同課員らはなかなかベルト手錠等を装着することができなかった（丙26号証5及び6ページ、丙27号証3ページ、丙29号証4及び5ページ、宮本13ないし15ページ、片渕4及び5ページ、中村8及び9ページ）。また、宮本警部補及び中村警部補は、ベルト手錠等の装着中や装着後に、亡アルジュンの顔色が悪くないこと、手足が鬱血していないこと、ベルト手錠が体や手に食い込んでいないこと、捕縄及び新型捕縄が膝や足首に食い込んでいないことなどを目視で確認し、加えて、中村警部補は、亡アルジュンに装着されたベルト手錠と同人の体の間に親指を入れて、ベルト手錠等が必要以上にきつく装着されていないことを確認している（丙26号証6ページ、丙29号証4及び5ページ、宮本13ないし16ページ、中村8及び9ページ）。

- (3) 亡アルジュンに対してベルト手錠等を装着した後、片渕巡查部長は、亡アルジュンの体調変化や暴れ等の不測の事態が発生した際に早急に対応するため、保護室の外から対面監視に当たったところ、亡アルジュンは、頭を持ち上げたり、腕や手首をひねって動かしたり、膝を曲げ伸ばしたり、体を反転させるなどしてベルト手錠等を外そうとして動き続け、更には、膝に装着された捕縄を手でつかんで外そうとし（丙38号証写真113、121及び122）、片渕巡查部長が「ストップ」と声を掛けるも当該動作を止めなかったため、ベルト手錠や捕縄が緩み始め、ついには亡アルジュンが膝に装着された捕縄をほどき始めた（丙5号証動画5「06：58：53」～「07：05：08」の頃、丙27号証3及び4ページ、丙38号証写真

125ないし131、片渕5ページ)。

- (4) 片渕巡查部長は、保護室内に入り、亡アルジュンに対して動くのを止めるよう注意した上で、応援で駆けつけた奥出巡查長と共に、腹部の上の方にずれてしまっているベルト手錠及びほどけている捕縄を装着し直そうとしたが、亡アルジュンが激しく体をよじったり手足を動かし続けたため、2名ではこれらを装着し直すことができず、さらに古嶋巡查長及び中村警部補の応援を得て、4名でベルト手錠、捕縄の順に装着し直した(丙5号証動画5「07:05:12」～「07:08:45」の頃、丙27号証4ページ、丙29号証5ページ、片渕5ないし7ページ、中村10及び11ページ)。
- この際、亡アルジュンは体をひねったり、両腕を上下させたり、両足を曲げたり伸ばしたりするなどして激しく暴れ続け、亡アルジュンの腕を押さえていた中村警部補の体が大きく振られ、壁に接触することもあった(丙5号証動画5「07:07:12」～「07:07:15」の頃、丙29号証5ページ、丙38号証写真144ないし146、中村10ページ)。
- また、片渕巡查部長及び中村警部補は、ベルト手錠及び捕縄を装着し直す際に、亡アルジュンの顔色が悪くないこと、手足が腫れたり鬱血していないことなどを目視で確認し、加えて、片渕巡查部長及び中村警部補は、亡アルジュンに装着されたベルト手錠と同人の体の間に手や親指を入れて、必要以上にきつく装着されていないことを確認している(丙27号証4ページ、丙29号証5ページ、片渕7及び11ページ、中村8及び9ページ)。

なお、亡アルジュンの両手首にはベルト手錠を装着したまま両手を動かし続けたことによってできた擦り傷があった(乙1号証26ないし28ページ、丙27号証4ページ、片渕7及び8ページ)。

- (5) その後、亡アルジュンは、頭を持ち上げたり、腕や手首をひねって動かしたり、両足を曲げたり伸ばしたり、体を反転させるなどして暴れ続け、さらに、膝に装着された捕縄を手でつかんで外そうとし(丙38号証写真156及び159)、再度、捕縄が緩んだため(丙5号証動画5「07:

08:59」～「07:13:11」の頃)、片渕巡查部長が保護室内に入り、当該行為を止めるよう告げた上で、捕縄を締めすぎて血液の循環を妨げることがないように注意して結び直した(丙5号証動画5「07:13:11」～「07:13:37」の頃、丙27号証4及び5ページ、片渕8及び11ページ)。この際、片渕巡查部長は、亡アルジュンの手足に腫れや鬱血がないことを目視で確認した上、亡アルジュンに装着された捕縄と同人の足の間を手を差し入れて、必要以上にきつく装着されていないか確認している(片渕11ページ)。

(6) その後も、亡アルジュンは、上記(4)及び(5)と同様の動きを繰り返して暴れ続け、新型捕縄や捕縄が緩んだため(丙38号証写真173及び174)、片渕巡查部長及び奥出巡查長が保護室内に入り、片渕巡查部長が足首に装着された新型捕縄の固結びの部分に更に固結びを加えてひもが余らないようにし、奥出巡查長が膝に装着された捕縄を結び直した(丙5号証動画5「07:13:42」～「07:23:45」の頃、丙27号証5ページ、片渕9及び10ページ)。この際、片渕巡查部長は、亡アルジュンの手足に腫れや鬱血がないことを目視で確認した上、亡アルジュンに装着された新型捕縄と同人の足首の間を手を差し入れて、必要以上にきつく装着されていないか確認している(片渕11ページ)。

(7) 亡アルジュンは、上記(4)ないし(6)の動きを繰り返して暴れ続け、保護室の壁面や出入口の扉に頭を擦りついたり打ちつけるなどした結果、同人の右まぶたから出血したため、片渕巡查部長が「どうした。大丈夫か。」などと声を掛け、保護室内に入り確認したところ、傷口は浅く、1センチメートル程度の擦過痕であり、ちり紙で亡アルジュンの血を拭き取り出血は止まった(丙5号証動画5「07:23:53」～「07:30:57」の頃、丙27号証5及び6ページ、片渕12ページ。なお、丙5号証動画5「07:28:28」の頃に、亡アルジュンが壁に右顔面付近を打ち付け、「ゴン」という音がしている。)

(8) 亡アルジュンは、中村警部補が片渕巡查部長と対面監視を交代した後も上記と同様の動きを繰り返して暴れ続けた（丙29号証5ページ、中村11ページ。なお、ベルト手錠等を装着した状態での亡アルジュンの暴れは約2時間継続している〔丙5号証動画5「06:58:54」の頃～「09:00:41」の頃までの間〕。）。

中村警部補が亡アルジュンの対面監視中、同人の右まぶたから少量の出血が認められたため、同出血部分をちり紙で拭き取るために中村警部補及び片渕巡查部長が保護室内に入った際、亡アルジュンの暴れにより装着されていたベルト手錠の金具が壊れていることが判明した（丙5号証動画5「08:53:53」～「08:54:24」の頃、丙29号証5及び6ページ、中村11及び12ページ。なお、丙5号証動画5「08:53:56」の頃に、中村警部補が床に落ちていたベルト手錠の金具を拾っている。）。）。

6 検察庁へ向けた護送準備及び護送車両内の状況

(1) 倉持警部補は、亡アルジュンを通常逮捕時から48時間以内に検察庁に護送する必要があったものの（刑事訴訟法203条）、亡アルジュンが保護室内で暴れ続けており、護送バスによる集団護送では他の被留置者や護送担当の留置二課員に危害を及ぼすおそれがあると判断し、亡アルジュンを単独護送することとした（丙28号証4ページ、倉持9及び10ページ）。

(2) このため、倉持警部補及び中村警部補ほか2名の留置課員は、午前8時56分頃に保護室内に入り、亡アルジュンに対し、身振り手振りを交えつつ「ビー、リラックス」などと英語で落ち着くよう伝え、午前8時58分頃からベルト手錠を外し始め、同手錠から標準手錠に付け替え、その後、膝に装着していた捕縄を外した（乙5号証「02:59」～「06:45」の頃、丙5号証動画5「08:57:31」～「09:03:58」の頃、丙27号証6ページ、丙28号証3ページ、丙29号証6及び7ページ、倉持4ないし7ページ）。この際、亡アルジュンは、手や足を上下させたり、体

をひねったり、両足を曲げたり伸ばしたりするなどして激しく暴れ続けたため（丙39号証写真2ないし6）、倉持警部補及び中村警部補が亡アルジュンの両腕をつかむなどして制止した（丙28号証3ページ、丙29号証6及び7ページ、倉持6ページ、中村12及び13ページ）。また、倉持警部補は、亡アルジュンに標準手錠を装着させた際、手首と手錠の間に隙間ができていることを確認した上、亡アルジュンが標準手錠を押さえるなどしても手首を通しての輪の部分が締まらないようにするためロックを掛けた（丙28号証3ページ、倉持6ページ）。

(3) その後、倉持警部補及び中村警部補ほか2名の留置課員は、足首に装着していた新型捕縄を外そうとしたが、亡アルジュンが足を動かし続けたことにより新型捕縄の結び目が固くなっていた上、亡アルジュンの暴れが収まる様子もなかったことから、亡アルジュンや護送に従事する留置課員の受傷を防止するため、新型捕縄を外さず車椅子に乗せて護送することとした（丙28号証3及び4ページ、丙29号証7ページ、倉持7及び8ページ、中村13ページ）。

(4) 倉持警部補及び中村警部補ほか2名の留置課員は、暴れる亡アルジュンを制止しながら、亡アルジュンに逃走防止用の護送用ベルトを装着し、これに連行ロープを結着させた後、標準手錠及び新型捕縄が装着された亡アルジュンを複数の留置課員で抱き上げて保護室から運び出した（乙5号証「09:33」～「13:14」の頃、丙5号証動画5「09:06:46」～「09:10:27」の頃）。この際、倉持警部補及び中村警部補は、護送用ベルトが亡アルジュンの体に食い込むような強度で装着されていないことを確認している（丙29号証7ページ、倉持8ページ、中村13及び14ページ）。

倉持警部補及び中村警部補ほか複数の留置課員は、亡アルジュンを車椅子に乗せ、護送準備ができるまでの間、留置施設の出入口付近で待機していたが、この際も、亡アルジュンは、標準手錠を外そうとしきりに両手を

動かすなどし、倉持警部補及び中村警部補が「ノーノー」などと告げて注意しても、当該行為を止めることはなかった（丙28号証4ページ、丙29号証7ページ、倉持9ページ、中村14ページ）。

また、留置課員は、亡アルジュンの右まぶたの傷に絆創膏を貼る処置をした（丙28号証4ページ、丙29号証7ページ、乙5号証「17:16」の頃～「17:21」の頃）。

- (5) 中村警部補らは、午前9時14分、保護室から運び出した亡アルジュンを車椅子に乗せて留置施設から出場し（丙9号証）、その後、亡アルジュンを車椅子から護送車両に乗せ、検察庁に向けて出発した。なお、倉持警部補は、亡アルジュンの暴れの強さに鑑み、通常の単独護送の体制より1名増員するよう指示した（丙28号証4ページ、倉持9及び10ページ）。

また、片渕巡查部長は、中村警部補らが亡アルジュンと共に検察庁へ出発後、同人に装着されていたベルト手錠を確認したところ、同手錠の手首に装着する部分の縫い目の糸がほつれ、同手錠の腰に装着する部分の金具が2個なくなっているなど、亡アルジュンの暴れによって同手錠が損壊しているのを発見した（丙27号証7ページ、片渕12及び13ページ）。

- (6) 亡アルジュンは、中村警部補らが亡アルジュンと共に検察庁へ向かう際の車両内において、標準手錠から手を引き抜こうとして同手錠を引っ張ったり、両手両足をしきりに動かしたり、自身の服をつかんで引っ張ったりしたほか、つばを吐いたり、座席を蹴るなどしたことから、中村警部補がその都度、「ストップ」などと告げて当該行為を止めるよう注意したが、亡アルジュンは同行為を止めることはなかった（丙29号証8ページ、中村15ページ）。

7 検察庁に到着した後の状況

中村警部補らは、午前9時40分頃、検察庁に到着し、亡アルジュンを降車させた後、車椅子に乗せて検察庁内の待機場所（単独同行室）に移動した。中村警部補らは、亡アルジュンが、単独同行室に入った後も、標準手錠から手を

引き抜こうと同手錠を引っ張ったりしたほか、腕や手首をひねって動かしたり、両足で中村警部補らを蹴り上げようとしたことから、その都度、亡アルジュンに当該行為を止めるよう告げたが、亡アルジュンは同行為を止めることはなかった（丙29号証8ページ、中村15及び16ページ）。

8 検取事務官による取調べ時の状況等

- (1) 中村警部補らは、午前10時30分頃、取調べの準備が整った旨の電話連絡を受け、亡アルジュンを検察官室に同行しようとしたところ、亡アルジュンが体を突っ張ったりして抵抗し、車椅子からずり落ちるなどしたことから、上山巡査長が亡アルジュンを抱え上げて車椅子に座らせ、同行を開始し、同行の途中においても亡アルジュンが体を上下させて車椅子から降りようしたり、大声を発するなどしたことから、その都度、当該行為をやめるよう告げ、手や足を押さえるなどして対応した（丙29号証8及び9ページ、中村15及び16ページ）。
- (2) 中村警部補らは、午前10時34分頃、亡アルジュンと共に検察官室に入室し、亡アルジュンを車椅子に乗せたまま検取事務官の事務机前まで移動し、取調べ中に亡アルジュンが暴れた場合にも対応できるよう動静監視に当たったところ、亡アルジュンは大声を発したり事務机を蹴るなどして暴れたため、中村警部補らが、その都度、当該行為を止めるように告げ、肩に手を掛けたり、車椅子を引くなどして対応し、検取事務官も、通訳人を介して落ち着くよう告げたが、亡アルジュンがこれらの行為を止めることはなかった（丙29号証9ページ、中村16ページ）。
- (3) 上山巡査長は、検取事務官から亡アルジュンを落ち着かせるために標準手錠の片側を外すよう指示されたことから、亡アルジュンに装着していた標準手錠のロックを解除して片側の手錠を外し、その後、取調べが開始されたが、亡アルジュンは、大声を発したり、事務机を蹴り飛ばす行為を続けたほか、車椅子から体がずり落ちることが何度かあったため、中村警部補らは、その都度、当該行為を止めるように告げ、手や足を押さえたり、亡アルジュンを

車椅子に乗せるなどして対応した（丙29号証9ページ、中村16及び17ページ）。

- (4) 検取事務官は、午前10時43分頃、亡アルジュンの取調べができないことを上司と検討するため2、3分退室した後、検察官室に戻って取調べを再開するも、亡アルジュンは、なおも、大声を発したり、事務机を蹴るなどしていたが、取調べの途中で眠り始め、その後、田中巡査部長が亡アルジュンの異変に気付き、同人の脈を測ったところ、脈の確認が取れなかった（丙29号証9及び10ページ、中村17及び18ページ）。

中村警部補らは、直ちに応急処置を取ることにし、亡アルジュンを検察官室内の床に寝かせ、標準手錠、新型捕縄、連行ロープ及び護送用ベルトを外し、心臓マッサージを開始するとともに、留置二課員が持参したAEDを亡アルジュンに取り付けて作動させたが、AEDを使用する必要がない旨のアナウンスが流れたため、引き続き心臓マッサージを行った（丙29号証10ページ、中村18ページ）。

- (5) その後、検察庁にいた看護師及び救急隊員等が到着し、同人らによる応急処置が行われた後、午前11時38分頃、亡アルジュンは日大病院に搬送された。

9 亡アルジュンの死亡確認

日大病院の医師は、午後2時46分、亡アルジュンの死亡を確認した。

10 司法解剖の結果

東京大学大学院医学系研究科法医学教室千葉文子医師、榎野陽介医師及び岩瀬博太郎医師は、平成29年3月16日、司法解剖を実施し、亡アルジュンの死因は外傷性ショックと考えられると鑑定した（乙1号証。以下、同鑑定書のことを「司法解剖鑑定書」という。）。

第3 留置課員の職務行為に国賠法上の違法がないこと

1 本件訴訟における違法性判断基準

(1) 国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであるところ（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ参照）、公務員の職務行為は、その職務行為時を基準として、当該公務員がその法的義務に違反していると認められる場合に限って、国賠法上違法と評価されるとの立場（いわゆる職務行為基準説）が判例上確立されており（最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ、最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664ページ、最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938ページ）、職務行為基準説によった場合の具体的な判断基準や判断手法については、公務員の判断が、経験則又は論理則に照らして合理性を有しているか否かという観点から判断されるべきとする、いわゆる合理的理由欠如説によることが、上記最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決などによって確立されている。

(2) 刑事収容施設法213条1項は、被留置者が、

1号 逃走すること

2号 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること

3号 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること

のいずれかの行為をするおそれがある場合に、捕縄又は手錠を使用することができる旨を規定しているところ、刑事収容施設法に改正される前の監獄法下における戒具の使用要件（監獄法19条1項は、戒具は逃走、暴行若しくは自殺の虞がある場合に限り使用することができる」と規定されており、ここにいう「暴行」とは、刑事収容施設法213条1項2号の「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること」及び3号の「留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること」と同義であると解される。）について、「戒具の使用が認められる趣旨、目的に徴すれば、ここにいう戒具使用の要件としての「暴行」とは、人又は物に対する有形力の行使の全てであって、他人のみならず

自分自身を傷つけたり、留置場全体の平穩を害してその秩序維持に支障を与える等被疑者拘禁の目的に反する結果を招来する虞れのある場合をいうものと解するのが相当である。」とされている（東京高裁昭和53年6月22日判決・判例タイムズ368号231ページ）。

- (3) そして、被留置者に対する戒具使用の適否が争われた事案について、刑事収容施設法に改正される前の監獄法に関する事案ではあるが、代用監獄たる警察署の留置場で、被疑者に戒具を使用し得る要件が存在する場合において、現実に戒具を使用するかどうか、また、いかなる種類の戒具を使用すべきかは、被疑者の留置と留置施設の管理、運営について指揮監督の全責任を負託されている警察署長の裁量に任されているものと解するのが相当であり、裁判所が戒具使用の適否を審査するにあたっては、戒具使用の要件存否の点については、具体的事実即して客観的に判断すべきことは言うまでもないが、いやしくも、戒具使用の要件が存在していると認められる以上、当該事案のもとで果たして戒具を使用したことが相当であったかどうか、また、いかなる種類の戒具をどの程度に行使すべきであったかという点については、裁量権を行使する警察署長一般の立場に立って判断すべきではなく、たとえ、警察署長一般の立場からすれば、その裁量権の行使に合理性を欠く嫌いがあると思料される場合であっても、それが社会観念上著しく妥当性を欠き、権限濫用にわたると認められる場合にのみ、違法としてその責任を追及することができるものというべきであるとされており（東京高裁昭和53年6月22日判決・判例タイムズ368号231ページ）、このような考え方は、監獄法において使用が認められていた手錠及び捕縄を刑事収容施設法においても使用できること、手錠及び捕縄は、比較的拘束性が弱い拘束具である上、簡易かつ安全に被収容者の身体を拘束することができることから、実務上広く使用され、比較的緩和した要件の下で使用が認められていると解されていること（林眞琴ら著・逐条解説刑事収容施設法〔第3版〕349ページ、この解説は刑事収容施設法78条に関するものであるが、同法213条と同様

に規定されていることから、留置施設においても妥当する。)などに鑑みれば、本件においても妥当するものである。

(4) また、刑務所における医師の診療に関して、被収容者から医師の診察を求める旨の申出があった場合の事案であるが、医師の診察を行うか否か、また、行うとしていかなる時期に行うかなどの判断については、被収容者の心身の状況やそれについての刑事施設の職員である医師の所見、当該刑事施設の医療態勢等の具体的状況を踏まえた刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、その判断が裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用に当たる場合には、国賠法上違法と評価されるものと解するのが相当であるとされている(平成27年2月17日広島地裁判決・判例時報2269号11ページ)。

(5) したがって、戒具は、刑事収用施設法213条1項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合に使用することができることに加え、留置施設全体の平穏を害してその秩序維持に支障を与える等被疑者拘禁の目的に反する結果を招来する行為があると認める場合も含むものと解すべきであり、本件の留置課員による戒具使用(使用開始及び継続の判断、使用方法)に係る職務行為が国賠法上違法と評価される場合については、当時の具体的状況に即して客観的に判断されるべきであり、留置課員の戒具使用の判断が社会通念上著しく妥当性を欠き、権限濫用にわたると認められる場合に限られるというべきである。

また、留置課員に医師の意見聴取義務違反があったか否かについては、当時の留置課員の判断が、経験則又は論理則に照らして合理性を有しているか否かという観点から判断されるべきであり、留置課員に病院搬送義務違反があったか否かについては、当時の留置課員の判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用に当たるか否かという観点から判断されるべきである。

2 留置課員の具体的行為の検討

本訴において、原告は、留置課員が戒具使用に際し、法律要件充足義務、血液循環障害防止義務、医師の意見聴取義務、戒具使用中止義務及び病院搬送義務にそれぞれ違反したと主張しているため（原告第16準備書面、被告東京都の令和4年10月4日付け準備書面(10)（以下「被告都準備書面(10)」という。）第1の柱書参照）、以下、これらの注意義務違反は認められず、留置課員の行為に国賠法上の違法がないことにつき、順次主張する。

(1) 法律要件充足義務違反がないこと

ア 前記第2の4(2)ないし(7)（10ないし13ページ）で述べたとおり、古嶋巡查長が「待て待て」と警告し、奥出巡查長が右手で居室内を指さして「（居室内に）入れ入れ」と指示したにもかかわらず、亡アルジュンが宮本警部補らから逃げるようにして廊下を歩き続けた行為（その直後に亡アルジュンが「私は家（郷里）に帰ると言っているのです！」〔甲18号証〕と述べていたことからすれば、実際に亡アルジュンは留置施設から逃走しようとしていたものと認められる。）、古嶋巡查長が居室に戻るよう警告した上で腕をつかんで制止するも、亡アルジュンがこれを振り切ったり、足を踏ん張って抵抗した行為、宮本警部補及び奥出巡查長が亡アルジュンを居室前まで連れ戻す際に同人が足を踏ん張って抵抗したり、体を揺らすなどして暴れた行為、古嶋巡查長が亡アルジュンの背後から両脇を抱えて居室に入れようとした際に、亡アルジュンが奥出巡查長の服をつかんで引っ張ったり、居室の扉をつかんだり、中村警部補の腕をつかんだり、体を揺らしながら強い力で暴れた行為（この際、古嶋巡查長は亡アルジュンの暴れにより居室の扉で体を打ち付けている。）、一旦居室内に入った亡アルジュンが居室の外に出ようと宮本警部補に向かってきた行為、亡アルジュンが居室の外に出て鉄格子にしがみついた行為、保護室に連行される途中に亡アルジュンが両腕を振り上げようとして強い力で暴れ続けた行為は、その行為自体が、刑事収容施設法213条1項1ないし3号所定の「逃走するおそれ」、「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれ」

及び「留置施設の設備、器具その他の物を損壊するおそれ」がある行為に該当することが明白であることに加え、新宿署の留置施設は暴力団関係者等をはじめ警視庁随一の被留置者を抱える施設であるところ（丙26号証1ページ、丙27号証1ページ、丙28号証2ページ）、上記亡アルジュンの行為を目撃した他の被留置者に対する影響を鑑みれば、同行為が「留置場全体の平穩を害してその秩序維持に支障を与える等被疑者拘禁の目的に反する結果を招来する」行為であることも明らかであって、当時の具体的状況のもとで、戒具使用の要件が存在していたことは明らかであり、これらの行為を認めた宮本警部補らが亡アルジュンに戒具使用の必要性があると判断したことに不合理な点はない。

イ この点、原告は、亡アルジュンが保護室に收容された時点で、戒具を使用するための要件である「逃走するおそれ」及び「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれ」は除去され存在しないこととなるなどと主張するが（原告第16準備書面3ページ）、前記第2の4(2)ないし(7)（10ないし13ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは、宮本警部補らから逃げようとして廊下を歩き出し、当該行為を制止した宮本警部補らが同人を居室内に入らせようとしても、居室出入口の扉の縁に手を掛けて強く入室を拒んだり、奥出巡査長の服や中村警部補の腕をつかんだり、背後から抱えていた古嶋巡査長が居室の扉で体を打ち付けるほど強い力で体を揺らしながら暴れるなどした上、保護室に連行されている途中にも両腕を振り上げようとして強い力で暴れ続けており、亡アルジュンが逃げるために居室から出ようとして暴れていたのと同様に、保護室内から逃げだそうとして暴れるおそれがあったことは明白であり、ベルト手錠等を使用しなければ、亡アルジュンを保護室に收容すること自体困難であったし（保護室の扉は鉄製で重量があり〔乙5号証参照〕、暴れて逃げ出そうとする者を押し込んで扉を閉めるのは、被留置者が負傷する危険が伴う行為であるといえる。）、亡アルジュンが保護室内で壁等に自身の体を打ち付けたりして

けがをしたり、あるいは、制止する留置課員に危害を及ぼすおそれがあったことは明らかである。加えて、過去には、保護室に収容中の者が突然走り出して、頭部を壁に打ち付けて、前頭部を自傷した事案があったり（片渕32ページ）、拘置所における事案ではあるが、保護室内において、自己の前頭部を室内壁に打ち付けた事案（名古屋地裁平成25年2月19日判決・LLI/DB判例秘書登載）、警察署留置施設の保護室内において、捕縄及びベルト手錠を着用されて収容中、自己の足に付けられた捕縄を外した上、それを自らの首に巻き付けるなどした事案（津地裁平成30年5月31日判決・LLI/DB判例秘書登載）も現実には発生していることも鑑みれば、亡アルジュンを保護室に収容してもなおベルト手錠等を使用する必要性があったと認められる。

ウ したがって、留置課員は刑事収容施設法213条1項に基づき亡アルジュンに対してベルト手錠等を装着しているから、法律要件充足義務違反は認められず、よって、ベルト手錠等の使用に係る留置課員の行為に国賠法上違法な点はない。

(2) 血液循環阻害防止義務違反がないこと

ア 前記第2の5(2)ないし(6)（13ないし16ページ）で述べたとおり、留置課員が亡アルジュンにベルト手錠等を装着した際、片渕巡查部長等が緩んだベルト手錠等を装着し直した際、宮本警部補、片渕巡查部長及び中村警部補がそれぞれ、ベルト手錠等の装着により亡アルジュンの顔色が悪くなっていないか、手足が腫れたり鬱血していないか、ベルト手錠等が体等に食い込んでいないかを目視で確認したり、中村警部補及び片渕巡查部長が、ベルト手錠等と亡アルジュンの体や足首の間に親指や手を差し入れて、ベルト手錠等が使用部位を傷つけたり、血流の循環を妨げていないことを確認しており、亡アルジュンに対するベルト手錠等の装着方法に関して不合理な点はない。

この点、前記第2の5(3)ないし(8)（14ないし17ページ）で述べた

とおり、亡アルジュンはベルト手錠が装着された直後から頭を持ち上げたり、腕や手首をひねって動かしたり、膝を曲げ伸ばしたり、体を反転させるなどして動き続け、何度も膝に装着された捕縄をつかんでほどこうとしており（丙38号証写真121、125ないし131、156、159、165、166、172ないし174、182、183、187、191、192、201、202、206ないし209、211、212及び217）、このような動作が可能であった事実こそ、亡アルジュンに装着されたベルト手錠等が必要以上にきつく装着されていないことの証左であるといえる。

そして、片渕巡查部長は、亡アルジュンが暴れたことにより何度もベルト手錠等が緩んでしまい装着し直しているものの、締めすぎて血流を止めてしまうよりは、緩めばその都度装着し直した方がよいと考え、きつく締めすぎないようにしていたと陳述及び証言しているところ（丙27号証5ページ、片渕10ページ）、当該陳述及び証言は、上記の亡アルジュンの動作が可能であった事実とも符合するものであって、信用性が高いものであり、ベルト手錠等が必要以上にきつく装着されていないことを裏付ける証言である。

加えて、倉持警部補は、検察庁へ向けた護送に際して亡アルジュンに装着されていたベルト手錠を外した際、ベルト手錠が必要以上にきつく縛っていないということを確認した旨（倉持4ページ）、膝に装着された捕縄もすぐにとれたため適正に装着されていたと思う旨（倉持7ページ）、新型捕縄は足首に隙間があり、亡アルジュンが両足首を動かしたことにより両サイド（内側）から引っ張られ、結び目が固くなっていたものの、新型捕縄と足首には隙間があった旨（倉持7及び23ページ）を証言し、中村警部補も、亡アルジュンが足を動かし続けたことにより新型捕縄の結び目が固くなった旨を証言しているところ（中村13ページ）、当該証言は、倉持警部補がベルト手錠を外す場面において亡アル

ジュンの体とベルト手錠の間に隙間があり、同隙間に中村警部補が右手全体を差し入れている状況が映し出されていること（乙5号証「03：07」～「03：23」の頃）、留置課員が新型捕縄を外そうとする場面において留置課員が、新型捕縄の結び目について「締まっちゃったな」（乙5号証「08：15」の頃）、「固いっすね、これ」（乙5号証「09：09」の頃）と述べていることとも符号するものであって、信用性が高いものであり、使用開始時はベルト手錠等が必要以上にきつく装着されておらず、暴れることによって結び目が固くなったことを裏付ける証言である。この点について補足すると、一般的に縄状のものを3回程度固結びし、両側から引っ張ると結び目が固くなることが経験則上明らかであるところ、片渕巡查部長が、亡アルジュンに装着された新型捕縄について「更に固結びを2回、若しくは3回ほど結んだ覚えがあります。」（片渕29ページ）と証言しており、新型捕縄を装着された状態で亡アルジュンが足を前後左右に動かし続けて内側から外側への力をかけ続けたことによって、固結びした縄を両側から引っ張ると同様の外力が生じ、新型捕縄の結び目が固くなったものと認められる。

イ また、前記第2の6(2)及び(4)（17ないし19ページ）で述べたとおり、留置課員は、検察庁への護送に際して、亡アルジュンに標準手錠、護送用ベルト及び連行ロープを装着させているところ、倉持警部補及び中村警部補は、いずれも必要以上にきつく装着されていないことを確認している。この点、標準手錠と亡アルジュンの手首の間には隙間があることが認められるし（丙39号証写真14ないし20、32）、護送用ベルト及び連行ロープが亡アルジュンの体に食い込む状況は認められないこと（丙39号証写真24）からも明らかである。

ウ よって、亡アルジュンに装着したベルト手錠等、標準手錠、護送用ベルト及び連行ロープがいずれも必要以上にきつく装着された事実はない。

エ 以上に対し、原告は、留置課員が戒具の使用に際し必要以上に緊縛す

るなどしたことを判断付ける亡アルジュンの体の状態として、同人の死亡直後の写真（甲1号証20ないし27ページ）及び保護室内で戒具を使用されていた際の手足の画像（甲32号証）で、同人の両手首が腫れ上がっており、腰回り部分及び膝・足首部分には皮膚変色と蒼白帯が認められると主張し（原告第15準備書面2ページ）、前田医師作成の意見書においても、亡アルジュンの両手首が腫れ上がっていること、腰回り部分及び膝・足首部分には皮膚変色と蒼白帯が認められることを根拠として挙げている。

この点、「蒼白帯」は、表面が平滑な鈍帯により、しかも圧迫力を伴って強く打撲した場合には打撲部位では血管系から血液が押し出されてしまい、皮膚表面からみるとむしろ蒼白部として認識され、このことは打撲を伴わない純粋な圧迫の場合にも当てはまり、四肢の縛り痕も同様のメカニズムで圧迫された部分が蒼白部となり、その周囲にしばしば変色が生じるとされている（丙44号証56ページ、57ページの図4-17及び図4-18、85ページ、同ページ図4-49参照）。

これを本件についてみると、亡アルジュンの体の状態として、右手については、ベルト手錠が装着されていた手首部分に、ベルト手錠の形状と一致する蒼白帯が認められないこと（甲1号証22及び24ページ、丙39号証写真1）、ベルト手錠が装着されていた腰回り部分についてもベルト手錠の形状と一致する蒼白帯が認められないこと（甲1号証20及び22ページ、丙38号証写真157及び158）、捕縄が装着されていた膝回り部分についても捕縄の形状と一致する蒼白帯が認められないこと（乙1号証29ページ、丙38号証写真157及び158）、新型捕縄が装着されていた足首部分についても新型捕縄の縄部分の形状と一致する蒼白帯が認められないこと（甲1号証21及び26ページ、丙38号証写真219）、司法解剖鑑定書（乙1号証）においても蒼白帯が存在していたとする記載がないことからすれば、「蒼白帯」の存在

を根拠として、留置課員が戒具の使用に際し必要以上にきつく装着したと認めることはできず、むしろ、ベルト手錠等を使用したことにより蒼白帯が発現していないことは、留置課員がベルト手錠等を必要以上にきつく装着していないことの証左であるといえる。なお、伏見良隆医師の鑑定書には、左手首付近、左肘付近及び左足首付近に蒼白帯が認められるとの記載があるが（甲1号証24、25及び26ページ）、同鑑定は鮮明ではない写真による鑑定で信用できないため、これらが蒼白帯であると認めるに足る証拠はないし（亡アルジュンがベルト手錠等を装着された状態で激しく暴れたことによりこれらの装着部位と亡アルジュンの体が擦れるなどして赤みを帯びた部分が形成され、赤みを帯びていない部分と色調の変化が生じた可能性もある。）、仮にこれらが蒼白帯であったとしても、上述のとおり、亡アルジュンに装着されていたベルト手錠等の位置及び形状と一致しないことからすれば、留置課員が暴れる亡アルジュンの手や足を押さえた際に形成された可能性もあり、いずれにしても、ベルト手錠等がきつく装着されたことによって形成されたものではないというべきである。

また、亡アルジュンの体の状態として、ベルト手錠等を装着していた箇所付近である、手首、腹部、膝及び足首付近に皮膚変色や表皮剥奪が認められるほか、両手が腫れていることが認められるが（甲1号証20ないし22、24、26、27ページ）、前述のとおり、亡アルジュンに装着したベルト手錠等が必要以上にきつく装着された事実がないことからすれば、これらは、亡アルジュンがベルト手錠等を装着された状態で激しく両手及び両足を動かし続けて暴れたこと（亡アルジュンが激しく暴れたことについては、丙5号証動画5及び乙5号証の映像、並びに装着していたベルト手錠が損壊されていた事実からしても明らかである。）により、ベルト手錠等が装着されていた部分と亡アルジュンの体が擦れるなどしたことによって生じたものと評価するのが相当であ

るし、丙5号証動画5によれば、亡アルジュンはベルト手錠を装着された状態で体を動かしてうつ伏せになるなどしているから、この際に手首をベルト手錠で圧迫して腫れた可能性も十分に考えられるところである。

オ したがって、留置課員が亡アルジュンに対してベルト手錠等の使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げた事実はないから、血液循環阻害防止義務違反は認められず、よって、ベルト手錠等の装着（装着し直しを含む。）に係る留置課員の行為に国賠法上違法な点はない。

(3) 医師の意見聴取義務違反がないこと

刑事収容施設法214条2項及び同法79条5項は、被収容者を保護室に収容した場合には、留置業務管理者は、速やかに、その被収容者の健康状態について、当該留置業務管理者が委嘱する医師の意見を聴かなければならない旨を規定しているところ、留置課員は、亡アルジュンを保護室に収容した後、亡アルジュンの健康状態をもとに、医師の意見を聴取しているから（丙20号証の「医師の意見聴取」欄参照）、留置課員に医師の意見聴取義務違反は認められず、よって、この点に関する留置課員の行為に国賠法上違法な点はない。

なお、原告は、留置課員が亡アルジュンに脱水症状が強く疑われる状態にあることを医師に対して情報提供していないなどと主張するが（原告第16準備書面4ページ）、亡アルジュンが脱水症状が強く疑われる状態にあったと認められないことについては、被告都準備書面(10)第2の2(2)（9及び10ページ）で述べたとおりである。

(4) 戒具使用中止義務違反がないこと

ア 前記第2の5(3)ないし(8)（14ないし17ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは、ベルト手錠等が装着されてからベルト手錠及び捕縄を外すまでの間、腕や手首をひねってベルト手錠を外そうとして動かしたり、膝を曲げ伸ばしたりして捕縄を手でつかんでほどこうとしたり、体

をひねったりするなどして暴れ続け、戒具を装着し直す際に亡アルジュンの腕を押さえていた中村警部補が壁に接触したり（丙38号証写真145及び146）、動き続ける中で保護室の壁に顔面を打ち付けて右まぶたから出血するなどしていた状況からすれば、亡アルジュンに対するベルト手錠等の使用を中止すれば、同人が保護室内で壁等に自身の体を打ち付けるなどしてけがをしたり、あるいは、制止する留置課員に危害を及ぼすおそれのある行為をすることが容易に推測できる状況であったことは明らかである。

しかも、亡アルジュンは、倉持警部補及び中村警部補がベルト手錠から標準手錠に付け替えるためにベルト手錠を外すや、激しく両手を上下させたり、これを制止するため中村警部補が腕をつかんでいるにもかかわらず、無理に起き上がろうとするなど、ベルト手錠を外すやいなや、自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがある行為に及んでいると認められるから（乙5号証「03:40」～「06:36」の頃、丙39号証写真1ないし13）、この点からしても、ベルト手錠等の使用を中止できる状態にはなかったといえる。

イ また、前記第2の6(3)（18ページ）で述べたとおり、倉持警部補は、亡アルジュンに装着したベルト手錠等のうち、新型捕縄については、亡アルジュンが足を動かし続けたことにより結び目が固くなっていた上、亡アルジュンの暴れが収まる様子がなかったとの理由により新型捕縄を外さずに護送する判断をしているところ、亡アルジュンが保護室に收容されてから絶え間なく両足を動かし続けて暴れていた状況からすれば（丙5号証動画5）、亡アルジュンに対する新型捕縄の使用を中止すれば、同人が護送に従事する留置課員を蹴り上げるなど同課員に危害を及ぼすおそれのある行為をすることが容易に推測できる状況であったことが明らかである。

しかも、前記第2の6(6)ないし8(4)（19ないし21ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは、検察庁へ向かう際の車両内で座席を蹴ったり、

検察庁の単独同行室内で中村警部補らを蹴り上げようとしたり、検察官室内の事務机を蹴ったりするなど、他人に危害を加えるおそれがある行為に及んでいると認められるから、この点からしても、ベルト手錠等の使用を中止できる状態にはなかったといえる。

ウ したがって、一連の亡アルジュンの状況からすれば、保護室内に収容中及び検察庁への護送に際して、戒具使用の要件が存在していたことは明らかであるから、もとより、留置課員が亡アルジュンに戒具使用を継続する必要があると判断したことに不合理な点はなく、戒具使用中止義務違反は認められないから、戒具使用継続の必要性判断に係る留置課員の行為に国賠法上違法な点はない。

(5) 病院搬送義務違反がないこと

ア 既に被告都準備書面(10)第2の3(2) (10及び11ページ)で述べたとおり、戒具を使用した被留置者の手足等に腫れや鬱血の状態が確認された場合に、血栓症等の危険があると認めて直ちに病院に搬送するなどして治療を受けさせる義務(病院搬送義務)違反が認められないことは明らかである。

イ この点、倉持警部補は、亡アルジュンの手が若干赤みを帯びて腫れていることを認識していたものの(倉持19ページ)、「緊急の診療等の要請(「必要」を言い間違えたものと思われる。)はなく、アルジュンさんもかなり活発に動いていたので、そのまま単独護送に切り替えて大丈夫だと判断いたしました。」(同18ページ)、「緊急診療に対応するような腫れではないと判断いたしました。」(同20ページ)と証言し、中村警部補も、亡アルジュンの手が少し赤く腫れていることを認識していたものの(中村41ページ)、「病院に連れていくほど緊急性はないと思いました。」(同42ページ)と証言した上、緊急で病院に連れて行くまではないものの、「検察庁行って帰ってきてから、病院に連れていこうとは思っていませんでした。」(同42及び43ページ)と証言しているところ、疾病救

急医学の世界においてでさえ肺動脈血栓症を疑う症状として、手が赤く腫れていることは挙げられていないことからすれば（丙43号証）、医学的な専門的知見を有しない倉持警部補及び中村警部補において、亡アルジュンの手が赤く腫れていることによって肺動脈血栓症を疑うことはおよそ不可能であった上、前記第2の6(2)及び(4)（17ないし19ページ）で述べたとおり、検察庁へ向けた護送準備をしている間も亡アルジュンは手や足を上下させたり、体をひねったり、両足を曲げたり伸ばしたりするなどして激しく暴れたり、標準手錠を外そうとしきりに両手を動かすなどしていたから（乙5号証）、倉持警部補及び中村警部補が、このように活発な動作をしていた亡アルジュンを直ちに病院に搬送する必要がないと判断したとしても不合理とはいえないし、中村警部補は、検察庁における取調べ終了後である同日中に亡アルジュンを病院に搬送し、手の負傷について医師の診療を受けさせようとしていたのであるから、かかる判断が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したといえないことは明らかである。

ウ したがって、倉持警部補及び中村警部補に病院搬送義務違反は認められないから、同警部補らの行為に国賠法上違法な点はない。

3 小括

以上のとおり、亡アルジュンに戒具の使用要件が存在していたことは明らかであり、亡アルジュンに対して戒具使用の必要性を認めた判断、装着方法、使用継続の判断には合理性があり、社会通念上著しく妥当性を欠き、権限濫用にわたると認められるような状況はないし、医師の意見聴取義務違反及び病院搬送義務違反も認められないから、留置課員の亡アルジュンに対する一連の職務行為に国賠法上の違法がないことは明らかである。

第4 留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係がないこと

原告は、留置課員が亡アルジュンの両手首、両膝、両足をベルト手錠等で拘束したため、これらが腫れ上がって血管が強度に締め付けられて同部位に鬱

血を起こしていたこと、並びに亡アルジュンが拘束の解除と時間的に近接した時点で突然死していること等の臨床経過そのものが、前田医師が亡アルジュンの死因を静脈血栓症に続発した肺動脈血栓症であると判定した最大の理由であると主張して（原告第15準備書面5ページ）、留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係があるとしている。

しかしながら、以下に述べるとおり、前田医師の判定に依拠して留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係があると評価するのは相当ではない。

1 亡アルジュンの死因が外傷性ショックではないとする前田医師の証言は信用性が認められないこと

(1) 前田医師は、①筋挫滅を主因とするミオグロビン血症の状態に陥ったことによる急性腎不全は外傷性ショックの原因となり得ないため、これを外傷性ショックと捉えていること自体が医学的に誤りである旨（前田8ページ）、②循環血液量減少性ショックについて、出血としては司法解剖鑑定書において右胸腔内に110ミリリットルの出血が認められるだけであるため、その程度の出血量では外傷性ショックは起きない旨（前田9ページ）、③亡アルジュンのように意識がなくなると同時に心臓が止まることは外傷性ショックとしてあり得ない旨（前田11ページ）、④解剖した先生が当初から突然死の原因の一つである血栓症があるということを念頭に入れずに解剖した結果、肺動脈の血栓の存在を見落とした旨（前田12、13及び15ページ）を証言し、死因は外傷性ショックではないと断言する。

(2) しかしながら、上記①については、外傷性ショックとは、外傷による

- 出血：特に広範な皮下出血と皮下脂肪織損傷
- 広範囲挫滅損傷：圧挫（挫滅）症候群が代表的である。広範な筋肉損傷による外傷性横紋筋融解症を主体とした病態。ミオグロビンの腎毒性による腎機能不全や高カリウム血症が重要である。
- 以下省略

の所見が2つ以上競合してショックが発生した場合をいうとされており（丙14号証407及び408ページ）、司法解剖鑑定書に記載されている「筋挫滅症候群による急性腎不全」（乙1号証21ページ）も外傷性ショックの所見と認められるのであるから、筋挫滅を主因とするミオグロビン血症の状態に陥ったことによる急性腎不全を外傷性ショックと捉えていることが医学的に誤りであるとする前田医師の証言こそ誤りである。

(3) 上記②については、前田医師は、司法解剖鑑定書の右胸腔内の110ミリリットルの出血のみに着目して、外傷性ショックは起きないと証言しているが、司法解剖鑑定書には、「循環血液量減少性ショックの原因としては、主に皮下及び筋肉内出血や、一部肋骨骨折に伴う出血が考えられた」（乙1号証20ページ）と記載されており、亡アルジュンには右胸腔内の110ミリリットルの出血だけでなく、皮下及び筋肉内出血も認められていたのであるから、これらを考慮せずに外傷性ショックは起きないと断言する前田医師の証言は信用するに及ばない。

(4) 上記③については、前記第2の8(4)（21ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは検取事務官の取調べの途中で眠り始め、その後、田中巡査部長が異変に気付いて脈を測ったところ、脈の確認ができなかったという経過であり、亡アルジュンが眠り始めた時点で意識がなくなっていた可能性も考えられる。そうすると、亡アルジュンが意識がなくなると同時に心臓が止まったものと評価するのは相当ではなく、よって、意識がなくなると同時に心臓が止まったことを前提とする前田医師の証言は、不確かな情報によって導き出されたものと評価せざるを得ない。

(5) そして、上記④については、要するに、司法解剖を行った3名の医師が、突然死の原因の一つである血栓の存在を見落としたというものであるが、このような証言は到底受け入れられるべきものではない。

すなわち、法医解剖は、死体を解剖して得た所見、検査結果に基づき、死因などを客観的に医学的合理性をもって判断（鑑定）し、法律上の問題

解決や正確な死因判断に資するために行われるものであり、精度の高い観察と検査、客観的、中立的判断が要求されるものであって（丙45号証333ページ）、必ず三大腔（頭蓋腔、胸腔、腹腔）を開検し、見落としのない徹底した観察と記録が要求されるのであるから（丙45号証348ページ）、このような考え方、手順に基づいて3名の医師が行った司法解剖において、突然死の原因の一つである血栓の存在を見落とししたとする前田医師の証言は、到底認められるものではない。

この点、前田医師は、司法解剖写真の中に血栓を確認した写真がなく、また、肺動脈を詳細に検討した所見もなかった旨を証言しているが（前田15ページ）、司法解剖を行った医師が、肺動脈に血栓を認めなかったために写真撮影が行われなかったと考えるのが自然であり、この点を捉えて、3名の医師が肺動脈の血栓を見落とししたとするのは、極めて不合理であって邪推というほかない。

そして、写真等の資料に基づく前田医師の鑑定により導き出された死因よりも、死亡日の翌日に3名の医師が、ご遺体を解剖して得た所見及び検査結果に基づき、精度の高い観察と検査、客観的及び中立的判断により導き出した死因が信用性が高いことはいうまでもない。

(6) したがって、上記①ないし④に係る前田医師の証言が信用できないことは明らかである。

2 ベルト手錠等が血液の循環を妨げるほど強度に締め付けられた事実がないこと

(1) 前田医師は、亡アルジュンの死亡直後の写真（甲1号証20ないし27ページ）及び保護室で戒具を装着されていた際の手足の画像（甲32号証）では亡アルジュンの両手首が腫れ上がっており、また、腰回り部分及び膝、足首部分は皮膚変色と蒼白帯が認められるから、拘束により同部位の静脈が極めて強く圧迫されて鬱血が引き起こされたことが明らかであると鑑定し（甲33号証1ページ）、これに沿う証言をする。

(2) しかしながら、前記第3の2(2)（27ないし32ページ）で述べたとおり、

亡アルジュンの両手首、腰回り部分及び膝、足首部分には蒼白帯は認められず、これらの箇所は皮膚変色については亡アルジュンがベルト手錠等を装着された状態で激しく両手及び両足を動かし続けたことにより生じたものと評価するのが相当である上、亡アルジュンの手首から先の腫れについても、同人がベルト手錠を装着された状態で体を動かしてうつ伏せになるなどした際に生じた可能性が十分に考えられるのである。

(3) しかも、亡アルジュンの両手首の腫れや、腰回り部分及び膝、足首部分の皮膚変色が生じた原因を明らかにするためには、亡アルジュンの当時のベルト手錠等の装着状況やその際の動きを確認することが必要であるが、前田医師は、丙5号証動画5について、「ところどころ」しか見ていないというのであるから（前田24ページ）、鑑定そのものに疑問を差し挟まざるを得ない。

(4) 加えて、前田医師は、自身が作成した医学的鑑定書追補において、「腰周り部分及び膝・足首部分には皮膚変色と蒼白帯が認められる。その状態からすると、上記拘束により同部位の静脈が極めて圧迫され鬱血が引き起こされていたことが明らかである。」（甲33号証1ページ）と、蒼白帯の存在がベルト手錠等を強く緊縛したことの根拠として挙げているにもかかわらず、証人尋問において、被告東京都指定代理人が蒼白帯について質問したところ、「私は法医学者じゃございませんので、蒼白帯という言葉はまずもって使用しません。ですので、この質問についてはお答えできません。」（前田19ページ）と、自身の鑑定の根拠を否定する発言をしているから、この点に関する前田医師の証言はおよそ措信し難いものといわざるを得ない。

(5) したがって、拘束により亡アルジュンの両手、腰回り、膝、足首が強く圧迫されて鬱血が引き起こされたとする前田医師の証言が信用できないことは明らかである。

3 亡アルジュンの死因は肺動脈血栓症ではないこと

(1) 前田医師は、①手の絞扼によって鬱血及び虚血になり内皮傷害が起こった

と考えられること、②手錠を解いてから心停止するまでの時間が非常に短いこと（分単位）、③補足的な診断として亡アルジュンのDダイマー値が高値であったことを考えると、亡アルジュンの死因は肺動脈血栓症で間違いないと思われる旨を証言する（前田15、16及び35ページ）。

(2) しかしながら、上記①は、前記2(2)及び(3)で述べたとおり、亡アルジュンの手首から先の腫れについては、同人がベルト手錠等を装着された状態でうつ伏せになるなどした際に生じた可能性が十分に認められる上、亡アルジュンの当時のベルト手錠等の装着状況やその際の動きを「ところどころ」しか確認せずになされた鑑定には疑問を差し挟まざるを得ないことからすれば、手の絞扼によって鬱血及び虚血になり内皮傷害が起こったと考えられるとする前田医師の証言は直ちに措信し難いといわざるを得ない。

(3) 上記②については、前田医師は、「肺動脈血栓症の場合は、先ほどお話ししましたように、拘束を解かれてから、そして血栓が心臓の方に飛んでいるわけですね、それが心臓からまた肺に飛びます。ですから比較的早期に縛ったのを解いた瞬間、血栓が多く流れるわけですから、それが一気に肺に詰まるとしますと、絞扼を離してから心停止に至るまでの時間は極めて短い、この病態ですので、病型が非常に合うと思います。」（前田11ページ）と証言しているとおり、標準手錠がきつく締め付けられていたことを前提として、標準手錠を外してから心停止までの時間が分単位であることを肺動脈血栓症と鑑定したことの理由として挙げているが、亡アルジュンに装着された標準手錠と同人の手首の間には明らかな隙間があり（丙39号証写真14ないし20、32）、きつく締め付けられていた事実がないことは客観的に明白であるから、標準手錠を外して分単位で亡アルジュンが心停止していたとしても、かかる事実は肺動脈血栓症の所見とはなり得ない。

(4) そして、上記③については、前田医師は、亡アルジュンが激しい運動をしたわけでもなければ、重傷外傷もないためDダイマーが上がる要素はない

と証言するが（前田 15 及び 16 ページ）、前記第 2 の 5 ないし 8（13 ないし 21 ページ）で述べたとおり、亡アルジュンは保護室収容後から検取事務官の取調べに至るまでの間、全身を使った激しい動きを続けていたものであるし（丙 5 号証動画 5 及び乙 5 号証の客観証拠によって、亡アルジュンが激しい動きをしていたことは明らかである。なお、繰り返し述べるが、前田医師は、丙 5 号証動画 5 を「ところどころ」しか確認していない。）、司法解剖鑑定書によれば、亡アルジュンには「全身の多発外傷」が認められるのであって（乙 1 号証 21 ページ）、これらの要素によって D ダイマー値が高値となった可能性が十分に認められるのであるから、亡アルジュンの D ダイマー値が高値であることが肺動脈血栓症の診断の根拠とならないことは明らかである。

- (5) また、前田医師は、深部静脈に生じた無数の小血栓が、少数ごとに徐々に流れ出したとしても、徐々に肺動脈を閉塞し、肺塞栓症を引き起こすとし（甲 30 号証 2 ページ）、亡アルジュンは手や足から小さい血栓が飛んできて徐々に肺動脈を閉塞した可能性があるとして証言する（前田 37、38 及び 45 ページ）。

しかしながら、この点については、前田医師自身、「これは全くの自信ないといいますかね、肺動脈血栓症って二パターンあるんですよ。」「写真を見ると、足の拘束もそうですけど、手の拘束がひどくずっと腫れている状態ですよ。ということは、手の静脈は足の静脈に比べて太くはありませんので、恐らく確証はなかなかないですけども、そこから小さい血栓が飛んできて、恐らく足の方も足首の辺りで最後まで拘束されているということでしたら、そこから小さい血栓が飛んできて、膝の部分は途中で外してるのかもしれませんが、ただ足首が動かないっていうことは、足全体で立位ができないということですからね。これ強制エコノミー症候群じゃないのか。なのでどういう形で血栓が飛んできたか分かりませんが、恐らく小さいようなある程度の血栓が飛んできて、最後暴れた

り何かしてぐっと力が入ったりしたときに最後に1個2個がたまったんじゃないかと思います。」（前田37及び38ページ）と証言するとおり、前田医師自身が自信がなく確証もないと証言しているのであるから、上記証言をもって、小血栓が徐々に流れ出して肺動脈血栓症を引き起こしたと評価するのは相当ではない。

(6) そして、外傷時に損傷部付近の静脈に血栓が生じて肺動脈塞栓に至ることがあるが、受傷から少なくとも数日程度経過してから肺塞栓症として発症することが多いとされており（丙44号証73ページ）、このような時間経過と比較しても、亡アルジュンに肺動脈血栓症が生じていたと評価するのは相当でないといえる。

(7) したがって、亡アルジュンの死因が肺動脈血栓症であるとする前田医師の鑑定は根拠がないものといわざるを得ない。

4 小括

以上のとおり、亡アルジュンの死因が外傷性ショックではないとする前田医師の証言は信用性が認められず、死因を肺動脈血栓症とした同医師の鑑定は根拠がないものといわざるを得ないから、留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係は認められないというべきである。

なお、令和元年11月5日付け被告都準備書面(3)第1（1ないし3ページ）で述べたとおり、亡アルジュンの死因は外傷性ショックと考えられ、同人が保護室の壁面等に体を打ち付けたり、ベルト手錠等が装着されていた左右の手及び足等を動かして暴れ続けたりしたことにより同人の体に損傷が生じたものというべきであり、これらが原因となって亡アルジュンが死亡した可能性も考えられるから、いずれにせよ、留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係が認められないことは明らかである。

第5 原告が主張する損害が相当でないこと

前記第3及び第4で述べたとおり、留置課員の職務行為に国賠法上の違法

がない上、留置課員の戒具の使用と亡アルジュンの死亡との間に因果関係が認められないことは明らかであるから、そもそも原告の主張する損害について検討するまでもなく、被告東京都に対する原告の請求は棄却されて然るべきであるが、以下、念のため、訴状における損害に係る原告の主張に対して必要と認める範囲で反論しておく。

1 逸失利益について

- (1) 原告は、亡アルジュンは、死亡時に専門職である「技能」の在留資格を有し、これからも日本で就労する意思を有していたものであり、2011年（平成23年）に来日して以来、6年間にわたり日本で就労してきた実績を有していることからすれば、死亡時以降も、少なくとも6年間は日本において就労したものといえるとし、これを前提に2023年（令和5年）までの逸失利益を算定している（訴状18ページ）。

しかしながら、亡アルジュンは、2015年（平成27年）4月3日から2016年（平成28年）4月4日までの約1年間、肺結核及び髄膜炎で入院し、退院後の2016年（平成28年）5月26日から同年11月26日までの6か月間ネパールに帰国し、2016年（平成28年）11月27日に日本へ来日してネパールレストランでの就労を開始するも、約2か月後の2017年（平成29年）2月5日頃に同レストランを解雇され、その後は浮浪生活状態であったと思われるとのことである上（甲1号証4ページ）、在留期限は組対課員が取扱いを開始した日の4日後である2017年（平成29年）3月17日までであったというのであり、このような経緯からすれば、亡アルジュンが死亡時以降も少なくとも6年間は日本において就労したものと評価するのは相当でないから、原告の主張は失当というほかない。

- (2) また、原告は、ネパールにおける収入を基礎として逸失利益を算定するに当たっては、2006年に一人当たりのGDPが1579ドルであったところ、2017年には2679ドルと年率平均5パーセントの経済成長を達成しているため、2045年の予測値は5375ドルとなり、亡アルジュンの

就労可能期間の平均予測値は4010ドルとなるとし、これを前提に、2023年（令和5年）以降の逸失利益を算定している（訴状18及び19ページ）。

しかしながら、ネパールが2006年から2017年までの11年間で年率平均5パーセントの経済成長を達成していることで、その28年後の2045年まで同様の経済成長が遂げられるとする根拠が不明であるため、当該数値を前提に逸失利益を算定するのは相当でないから、この点に関する原告の主張も失当というほかない。

- (3) そして、死亡による逸失利益について、いわゆる赤い本では、就労可能な在留資格を持っていない外国人で、現に日本で就労していなかった場合においては、本国に帰って生活をするのが通常なので、本国の収入額を基礎として計算すべきであるとされているところ（丙46号証372及び373ページ）、上記(1)で述べた亡アルジュンの在留及び就労経過からすれば、平成29年3月16日以降、本国であるネパールの収入額を算定の基礎として逸失利益が算定されるべきである。

2 慰謝料について

原告は、亡アルジュンは、一家の支柱であるため、慰謝料額は、交通事故の場合であっても2800万円が相当であり、本件が捜査機関の故意の緊縛行為によって生じたものであるから、亡アルジュン本人の慰謝料額は少なくとも3000万円を下らないと主張していることからすれば（訴状19及び20ページ）、いわゆる赤い本を算定の根拠としているものと思われる（丙46号証169ページ）。

しかしながら、死亡による慰謝料について、赤い本では、長期の滞在が見込まれない場合で被害者が生活水準の低い国の外国人である場合、現状では、日本人が被害者となった場合の基準に比し、低めに算定している裁判例が多いとされているところ（丙46号証375ページ）、前記1(1)で述べた亡アルジュンの在留及び就労経過からすれば、日本とネパールの経済状況の差異を考

慮して慰謝料額が算定されるべきであるから、この点を考慮していない原告の主張は失当というほかない。

なお、原告固有の慰謝料額についても、同様の考え方から、日本とネパールの経済状況の差異を考慮して算定されるべきである（更に付言すれば、赤い本では一家の支柱の2800万円の中に、民法711条所定の者とそれに準ずる者の分も含まれると解されている）。

第6 結語

以上のとおり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は棄却されるべきである。